

# 世代別等交通安全行動指針

## 幼 児

幼児は、身体的にも精神的にも発達段階にあり、思いがけない行動をとることがあります。そこで、幼児に対する交通安全教育としては、危険を避け、安全な行動がとれるよう基本的な交通ルールを繰り返し指導し、体得させることが必要です。

### (1) 家庭

- ア 交通信号の意味、右側通行、左右の安全確認等基本的な交通ルールを、家族が子供の目線に立って、繰り返し話をする。
- イ 絵本やぬり絵等の興味を引く教材を使い、繰り返し交通ルールや安全行動を教える。
- ウ 車に乗せる時は、必ずチャイルドシートに正しく座らせる。
- エ 道路を歩く時は、幼児を車道と反対側に置き、手をしっかりとつなぐ。
- オ 幼児の着衣や持ち物には反射材用品を着けるなど、自動車の運転手からよくわかるようにする。
- カ 家の周りの危険な場所をよく点検し、注意する内容を繰り返し教える。
- キ 身近な大人の行動が、幼児にとって交通安全のモデルであることを自覚する。
- ク 保護者が幼児の安全を徹底的に守るという姿勢を持つ。
- ケ 自転車に乗車させるときは、ヘルメットを必ず着用させる。

### (2) 幼稚園・保育所・認定こども園等

- ア 保護者、教職員、保育士、交通指導員による街頭指導を推進する。
- イ 保護者、教職員、保育士の参加する交通安全教室を充実させる。
- ウ 紙芝居、人形劇等幼児の興味や関心を引く教材や指導法の開発に努める。
- エ 幼児の交通安全に携わる指導者の情報交換会や指導方法の研究会を開催する。

### (3) 地域

- ア 飛び出しなど危険な行動をとる幼児を見たら声を掛ける。
- イ 幼稚園（保育所）、児童館、公園等への経路を幼児の目線で十分に点検し危険箇所の改善に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブ、交通安全母の会等の交通ボランティアの活動を推進する。

## 児童・生徒

児童や生徒は、学校活動、自転車利用等により、行動範囲が幼児期より著しく広がるため、歩行者・自転車利用者としての交通安全の基本的な知識、技能の習得が特に重要となります。

また、やがては交通社会の一員となることを考慮して、この世代からの交通安全教育は、命を大切にすることを育みながら、事故に遭わず、自分を守る方策を身に付けることを重視するとともに、事故を起こさない（加害者にならない）という観点からも交通ルールやマナーに対する意識の醸成を推進することが重要です。

### (1) 家庭

- ア 家庭では機会を見つけて、「飛び出しをしない」「自転車のスピードを出し過ぎない」「交差点では信号を守る」等、具体的に安全行動について話をする。
- イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を深め、正しく着用させる。
- ウ 時間に余裕をもたせ、登校や外出をさせる。
- エ かばん等の持ち物や自転車に反射材用品をつける。
- オ 自転車に乗車するとき、ヘルメットを必ず着用させる。
- カ 道路を横断するときは、手を挙げ、車が止まったことを確認して横断するようにさせる。

## (2) 学校

- ア 各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等学校における教育活動の全体を通じて行ない、交通ルールやマナーの大切さを身につけさせる。
- イ 交通環境に即応して、自他の安全を図りながら考えて行動する習慣、態度、能力を身につけさせる。
- ウ 具体的な事事例による交通安全教育を行い、安全な自転車の乗り方を学ばせる。
- エ 交通安全に関する作文、ポスター、標語の募集に積極的に参加する。
- オ 交通指導員、学校安全ボランティアと学校との情報交換や連携を密にする。

## (3) 地域

- ア 危険な行動をする児童・生徒を見掛けたら声を掛ける。
- イ 交通安全キャンペーン等、児童・生徒を対象とした交通安全活動を積極的に開催する。
- ウ 学校と連携して通学路や生活道路の安全点検・整備を進める。
- エ 交通少年団、子供会等の交通安全活動を充実させる。

# 若 者

免許を取得して交通社会へ仲間入りする若者への安全教育は、安全な交通社会を築く上で非常に重要です。

事故の内容をみると、暴走自損型の重大事故が多く、自分の運転技術への過信、命の大切さに対する認識不足等がうかがわれます。

そこで、社会的な責任と自覚を培うという観点から交通安全教育を推進することが大切です。

## (1) 家庭

- ア 運転には重大な責任が伴うことを認識させ、ルールの遵守と安全確認の重要性を自覚させる。
- イ 幼児や高齢者の特性を理解させ、思いやり運転を行うように話をする。
- ウ 免許取得時に安全な運転技術、マナー、交通ルール、危険箇所等について家族で話し合う。
- エ 飲酒運転や運転中のスマートフォン等の使用を絶対にしないことを約束する。
- オ 全ての座席のシートベルトの着用、前照灯の早めの点灯を習慣化させる。

## (2) 地域・職場

- ア 暴走を「しない」「させない」「見に行かない」の3ない運動を推進し、暴走行為を許さない気運を高める。
- イ 交通安全の運動に対し、職場ぐるみでの参加の機会を設ける。
- ウ マイカークラブやライダークラブ等、若者自身の自主的な安全活動を促進する。
- エ 参加・体験・実践型の交通安全教育を進める。
- オ 若者の交通事故の発生状況や事故防止方法等を、SNS、ホームページ等を活用して広報する。

# 成 人

成人は、交通社会のリーダーです。各世代の事故傾向や行動特性を十分に理解し、「ゆとり」と「思いやり」の精神をもって、安全で快適な交通社会の実現のために、家族や地域、職場で指導的な役割を果たす責任があります。

## (1) 家庭

- ア 家庭における交通安全をリードし、交通ルールやマナーを守る手本となって行動する。
- イ 外出は、時間にゆとりをもって出るように家族を指導する。
- ウ 幼児や高齢者など家族が外出する際には、同伴者や本人に必ずひと声掛け、注意を促す。
- エ 自転車、自動車の日常における点検、整備の励行を実践・指導する。
- オ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を実践・指導する。
- カ 飲酒運転根絶に向けて、「飲酒運転四（し）ない運動」を実践・指導する。

## (2) 地域・職場

- ア 町内会、職場等における啓発活動を中心となって推進する。
- イ 交通安全キャンペーン、交通安全教室等、地域の交通安全運動に積極的に参加する。
- ウ 違法駐車や飲酒運転の根絶等、自主的な活動を推進する。
- エ 暴走族追放の気運づくりに努める。
- オ 交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さの理解に役立つ情報を提供する。
- カ 思いやり運転、交通安全意識、マナーの向上について実践指導をする。
- キ 運転技術の向上を養う講習会に積極的に参加する。

## 高齢者

高齢者の交通事故を防ぐには、高齢者自身が交通ルールや加齢に伴う身体機能の変化を理解して、安全な行動ができるように周囲から働き掛ける必要があります。

また、ドライバーも高齢者の特性をよく理解し、高齢者を見掛けたら速度を落とすなど思いやり運転を心掛けることが大切です。

### (1) 家庭

- ア 高齢者が普段利用する生活道路の危険箇所を確かめる。
- イ 外出の際には、交通安全について声掛けをする。
- ウ 加齢に伴う運動機能の低下など、交通安全の観点から高齢者の行動特性を家族で話し合う。
- エ 明るい目立つ色の衣服や反射材用品の着用を促す。
- オ 道路を横断するときは、ドライバーから良く目立つように、できるだけ手を挙げて渡るように助言する。
- カ 高齢者が使用する車両には、年齢（70歳以上）と態様に合わせて高齢運転者標識を表示するように努める。
- キ 自分の運転特性を理解し、高齢者対象の運転講習会へ積極的に参加するように勧める。
- ク 長時間の運転や体調不良時、天候の悪い時、夕暮れ時の運転は控えるように助言する。

### (2) 地域・職場

- ア 高齢者が集まる会合や施設において、歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や、自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行う等の、実践的な交通安全教室を行う。
- イ 明るい目立つ色の衣服や反射材用品の効果について広報し、普及促進を図る。
- ウ 電動車イス、手押し車等の安全な使用について周知徹底を図る。
- エ 交通指導員や地域の役員等による交通安全の呼び掛けを行う。
- オ 高齢者を含めた交通安全リーダーの養成を積極的に推進する。
- カ 職場において、高齢者に対する思いやり運転を指導する。
- キ 事業所等に高齢者駐車スペースの確保を働き掛ける。
- ク 高齢者の世帯訪問活動を通じて、交通事故防止のアドバイスを実施する。



<高齢運転者標識>

## 外国人

外国人の定住化傾向の進展に伴い、外国人が当事者となる交通事故も起きています。今後も外国人との共生の観点から、地域・職場において外国人を含めた交通安全教育を進めることが大切です。

### (1) 家庭

多文化共生社会の到来と、それに伴う交通安全上の問題について話し合う。

### (2) 地域・職場

ア 企業等では外国人向けの交通安全教室を積極的に開催する。

イ 外国人向けの交通安全ビデオや研修テキストを活用し、日本の交通ルールやマナーについての講座を開催する。

ウ 外国語で表記した交通安全パンフレットを活用して啓蒙を図る。

## 自転車利用者

自転車利用者が被害者、加害者となる交通事故が発生しています。自転車安全利用五則を基本とした交通ルールの周知及び交通マナーの実践の徹底を図ることが大切です。

### (1) 家庭

ア 自転車を利用する際は、信号を守る、一時停止するなど交通ルールを守るように話し合う。

イ 自転車の安全点検について理解し、利用する前に点検する習慣を身につける。

ウ 自転車安全整備士による定期的な点検整備を受ける。

(自転車安全整備制度〈TSマーク等貼付〉の推奨)

エ 保護者は、自転車の幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させる。

オ 夜間に自転車に乗るときは、反射材を身につける。

カ 自転車利用者は、自転車による交通事故により生じた損害を賠償する保険等に加入するよう努める。

キ 自転車利用者は、ヘルメットの着用に努める。

### (2) 学校・地域

ア 自転車の安全利用に関するキャンペーン等、広報啓発活動を進める。

イ 自転車大会の開催など、自転車の正しい乗り方やルールを身につける機会を設ける。

ウ 学校や地域が連携し、実践的な自転車教室を開催する。

エ 「自転車交通安全啓発リーフレット」などを活用し、安全運転意識の向上を図る。

オ 自転車の基本的な交通ルール・マナーを周知し、安全運転意識の向上を図る。

※特に注意したいこと

○自転車は、車道が原則、歩道は例外

○車道は左側を通行

○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

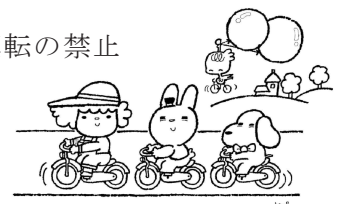
○歩道で歩行者の通行を妨げる時は一時停止

○携帯電話の通話・操作、傘差し、イヤホンの使用等危険な運転の禁止

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○一時停止場所での確実な停止と安全確認



様式 1

平成 3 0 年 の交通安全県民運動実施計画書

実施機関・団体、 市町村名	
------------------	--

行事名	日時	場所	主催	内 容	参加予定人員

平成 3 0 年 の交通安全県民運動実施報告書

実施機関・団体、 市町村名	
------------------	--

○記載上の注意事項

- 1 「効果等」欄：効果が特に上がったと思われるものに◎印を、これに次ぐものに○印を付してください。
- 2 「新規」欄：新規には○印、毎年（回）行うことが通例となっていないものには☆印を付してください。
- 3 「施策・行事の内容等」欄：各種施策・行事の概要を記載してください。

効果等	新規	施策・行事名	日時	施策・行事の内容等	主催	備考